

第99期 定時株主総会招集ご通知添付書類

第99期 報告書

平成22年4月1日～平成23年3月31日



報 告 書 目 次

株主の皆さまへ	02
2011-2013年度中期経営計画の概要	04
第99期 定時株主総会招集ご通知添付書類	
事業報告	05
連結貸借対照表	40
連結損益計算書	41
連結株主資本等変動計算書	42
連結注記表	43
貸借対照表	49
損益計算書	50
株主資本等変動計算書	51
個別注記表	52
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	58
会計監査人の監査報告書 謄本	59
監査役会の監査報告書 謄本	60
株主メモ	62

株主の皆さまへ

この度の東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げると共に、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

ここに、第99期報告書をお届けにするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当期の国内事業は、医療用眼科薬において緑内障治療剤や角膜疾患治療剤が順調に伸張し、売上高は前期と比べ3.3%増加しました。また、海外事業は、欧州やアジアで順調に伸長しましたが、技術提携（導出）契約に基づく収入が前期に比べ少なかったことにより、13.1%減少しました。その結果、売上高は前期と比べ0.2%増の1,108億1千2百万円、営業利益は前期比3.7%増の307億3千8百万円、経常利益は前期比5.4%増の314億8千4百万円、当期純利益は前期比13.9%増の213億3千3百万円となりました。

また、当期は2006年に発表した、中期経営計画（2006-2010年度）の最終年度でもありました。「世界の参天に向けた新薬候補の準備と、強みが発揮できる地域での成長」の実現に向けて多くの施策に取り組み、当初目標としていた営業利益320億円に対し、実績は307億3千8百万円となりました。自己資本当期純利益率（ROE）13%、自己資本配当率（DOE）5%の目標については、当初目標を達成することができました。

2011年5月には、向こう3カ年の中期経営計画（2011-2013年度）を発表いたしました。世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニーの実現に向けて、5つの基本方針を掲げ取り組んでまいります。

配当につきましては、期末配当を1株あたり50円とさせていただき、実施済みの中間配当金とあわせた年間配当金は、前期に比べ10円増の1株あたり90円となります。

経営陣を代表して、皆さまの一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

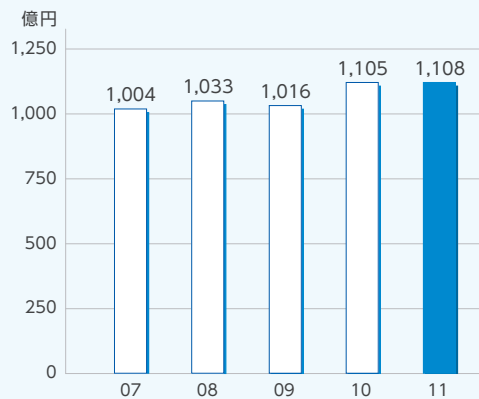


平成23年5月

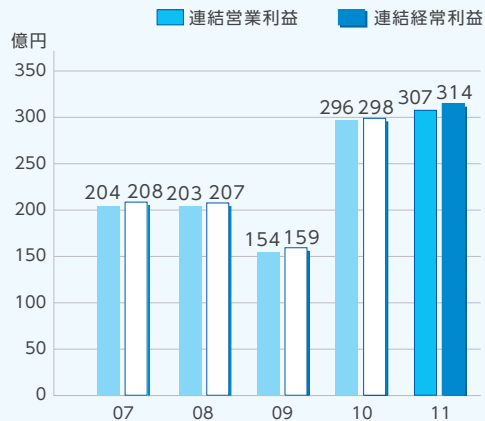
代表取締役社長兼CEO

黒川 明

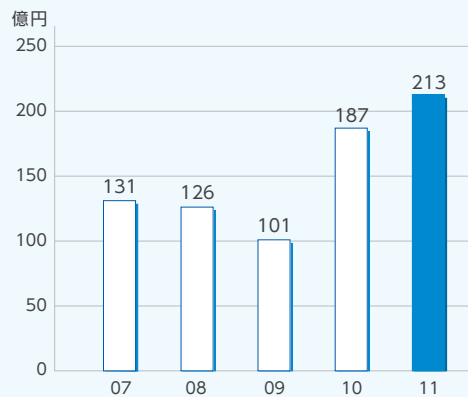
○連結売上高



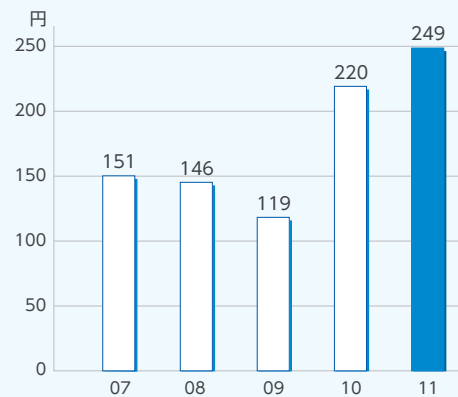
○連結営業利益／連結経常利益



○連結当期純利益



○連結1株当たり当期純利益



1. 基本方針

世界で存在感のあるスペシャリティ企業の実現に向けて

1. 日本基準からグローバル視点での研究・開発へ転換
2. 新製品と営業競争戦略による国内でのシェア獲得と事業成長
3. 積極的な営業体制強化によるアジア事業、欧州事業の高成長
4. 世界4工場体制への円滑な移行と新興国対応体制の設計
5. グローバルに創造と革新を担う組織強化・人材開発

2. 数値目標 (2013年度)

売上高	1,210億円以上
営業利益	310億円以上
当期純利益	200億円以上
研究開発費	155億円程度
DOE (自己資本配当率) ^(注)	5%を目標

3. 株主還元方針

- 継続的かつ安定的な株主還元を実施します。
- 研究開発、設備投資、事業開発等、成長のための資金を確保します。
- 自己株式の取得を機動的に実施します。
- 利益成長に応じた配当政策により自己資本配当率 (DOE) 5%を目指します。

(注) 自己資本配当率 (DOE: Dividends on Equity) とは、配当性向と自己資本当期純利益率 (ROE: Return on Equity) を掛け合わせた数値で、自己資本に対する配当率を示す指標です。

事業報告 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の国内医療用眼科薬市場は、薬価改定の影響はありましたが、緑内障治療剤および網膜疾患治療剤の伸長により、前期と比べ拡大しました。一方、海外医療用眼科薬市場は、アジアを中心に堅調に推移しました。国内一般用眼科薬市場は、需要の減少に加えて、流通価格下落の影響があり、前期と比べ縮小しました。

このような状況下、当期の業績は、以下の通り増収増益となりました。

(単位 百万円)

	前 期	当 期	前期比増減
売 上 高	110,594	110,812	0.2%
営 業 利 益	29,640	30,738	3.7%
経 常 利 益	29,862	31,484	5.4%
当 期 純 利 益	18,722	21,333	13.9%

なお、当社では13頁に記載の通り、技術提携（導出）契約を締結しており、当該契約に基づく収入を控除した比較は以下の通りとなります。

	前 期	当 期	前期比増減
売 上 高	104,758	108,379	3.5%
営 業 利 益	23,803	28,306	18.9%

当社は、医薬品事業とその他事業の二つのセグメントから構成されます。

売上高の多くは医薬品事業によっており、その比率は98.0%になります。

医薬品事業の売上高は前期と比べ0.4%減少し、1,085億7千5百万円となりましたが、13頁に記載の技術提携（導出）契約に伴う収入を除いたベースでは3.0%増加となりました。営業利益は305億1千7百万円となりました。

一方、その他事業の売上高は、眼内レンズ「エタニティー」が市場に浸透した結果、前期と比べ45.5%増加し、22億3千6百万円となりました。営業利益は2億2千1百万円となりました。

売上の状況

(単位 百万円)

	国内		海外		合計	
	金額	前期比増減	金額	前期比増減	金額	前期比増減
医薬品事業	91,047	2.8%	17,527	△14.3%	108,575	△0.4%
医療用医薬品	86,332	3.6%	17,519	△14.3%	103,852	0.0%
眼科薬	75,585	4.0%	15,211	7.1%	90,797	4.5%
抗リウマチ薬	9,727	△0.5%	106	△21.1%	9,833	△0.7%
その他医薬品	1,020	9.3%	2,200	△63.9%	3,221	△54.2%
一般用医薬品	4,715	△9.9%	8	△55.9%	4,723	△10.1%
その他事業	1,501	53.2%	734	31.9%	2,236	45.5%
医療機器	1,490	54.6%	734	31.9%	2,224	46.3%
その他	11	△30.8%	—	—	11	△30.8%
合計	92,549	3.3%	18,262	△13.1%	110,812	0.2%

(注) 各セグメントの売上高は外部顧客に対する売上高を表しています。

医薬品事業

〔医療用医薬品〕

〔眼科薬〕〈国内〉

医療施設ごとの潜在ニーズとその変化を的確に捉えた医薬情報提供などの普及促進活動を展開し、国内医療用眼科薬の売上高は、薬価改定の影響がありましたが、前期と比べ4.0%増加し75億8千5百万円となりました。

緑内障・高眼圧症の治療ニーズに合致した新製品「タブロス点眼液」は、順調に市場浸透した結果、売上高は、65億7千8百万円となりました。

角結膜疾患治療剤領域では、ドライアイ（眼球乾燥症候群）などに伴う角結膜上皮障害の治療剤「ヒアレイン点眼液」が、患者さんのQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高める製品特性と、患者さんや医療現場におけるドライアイの疾患啓発活動などにより順調な伸びを示しましたが、薬価改定の影響があり、前期と比べ1.3%減少し187億6千2百万円となりました。また、平成22年4月にドライアイ治療剤として日本での製造販売承認を取得した新製品「ジクアス点眼液」は、平成22年12月に発売を開始し、売上高は、7億4千5百万円となりました。

合成抗菌点眼剤領域では、「クラビット点眼液」、「タリビッド点眼液」両剤合わせた売上高は、前期と比べほぼ横ばいで推移し130億1千1百万円となりました。

抗アレルギー点眼剤領域では、引き続き医薬情報提供活動に注力し、加えてスギ花粉の飛散が前年と比べ大規模であったため、「リボスチン点眼液」の売上高は、前期と比べ17.7%増加し38億円となりました。



〈海外〉

海外における医療用眼科薬の売上高は、円換算ベースで前期と比べ7.1%増加し152億1千1百万円となりました。欧州では医薬情報提供などの普及促進活動に注力した結果、ドイツ等において新製品の緑内障・高眼圧症治療剤「タフロタン」が市場に浸透してきました。

アジアにおいても、普及促進活動の展開により、中国、韓国を中心に、当社製品の市場浸透が進みました。

〔抗リウマチ薬〕

抗リウマチ薬の売上高は、「リマチル錠」、「アザルフィジンEN錠」ならびに「メトレート錠」が、国内において関節リウマチ治療ガイドラインで強く推奨される製剤に位置付けられているものの、薬価改定の影響もあり、前期と比べ微減の98億3千3百万円となりました。

〔その他医薬品〕

その他医薬品には、技術提携（導出）契約に基づく収入、受託製造等が含まれます。

当期の売上高は、前期と比べ54.2%減少し32億2千1百万円となりました。これは技術提携（導出）契約に基づく収入のうち、当期のマイルストーン収入等一時金収入が前期に比べ少なかったことによるものです。

〔一般用医薬品〕

一般用医薬品の売上高は、目の疲れ・かすみ・爽快用の目薬の中で、「サンテメディカル10」や「サンテ40i」および「サンテFX Vプラス」を中心に販売促進に注力しましたが、国内における需要の減少や競合の影響もあり、前期と比べ10.1%減少し47億2千3百万円となりました。



その他事業

〔医療機器〕

医療機器の売上高は、高屈折率のアクリル素材を光学部に用いたフォールダブル眼内レンズ「エタニティー」の普及促進活動に注力した結果、前期と比べ46.3%増加し22億2千4百万円となりました。

〔その他〕

その他の売上高は、(株)クレール（連結子会社）での無塵・無菌服のクリーニング業によるものであり、1千1百万円となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、344億3千6百万円となりました。売上原価率は、国内において薬価改定の影響があったものの、前期と比べ0.3%改善し、31.1%となりました。

販売費及び一般管理費については、前期と比べ1.3%減少し456億3千6百万円となり、このうち研究開発費は、132億2千1百万円となりました。

営業利益

営業利益は、前期と比べ3.7%増加し307億3千8百万円となりました。売上高営業利益率は、前期の26.8%から27.7%へ上昇しました。

また、技術提携（導出）契約に基づく収入を控除したベースでは18.9%増加の283億6百万円となり、売上高営業利益率は、前期の22.7%から26.1%へ上昇しました。

営業外収益／費用

営業外収益は、前期と比べ20.1%増加し10億1千1百万円となりました。

営業外費用は、前期と比べ57.3%減少し2億6千5百万円となりました。

経常利益

経常利益は、前期と比べ5.4%増加し314億8千4百万円となりました。売上高経常利益率は、前期の27.0%から28.4%へ上昇しました。

特別利益／特別損失

特別利益は、1千5百万円となりました。

特別損失は、投資有価証券評価損、海外法人における構造改革関連費用および資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額の計上があり、4億2千5百万円となりました。

法人税等

法人税等は、97億4千1百万円となりました。税金等調整前当期純利益に対する法人税等の比率は、前期の34.6%から31.3%になりました。

当期純利益

当期純利益は、前期と比べ13.9%増加し213億3千3百万円となりました。売上高当期純利益率は、前期の16.9%から19.3%となりました。1株当たり当期純利益（EPS）は、前期の220円10銭から249円71銭に、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、前期の219円85銭から249円42銭になりました。

その他の活動状況

〔研究開発活動〕

参天製薬グループは、中長期的な成長の源泉として研究開発を重視しており、眼科薬を中心とした積極的な臨床開発活動を進めています。

緑内障・高眼圧症領域において、プロスタグランジン誘導体DE-085（一般名：タフルプロスト）は、平成20年12月より日本で販売中です。欧州では平成20年6月のドイツに始まり、現在、20カ国で自社販売しています。アジアにおいては、平成22年3月に香港、次いで5月に韓国で発売しました。中国では承認申請中です。また、平成21年4月には、メルク社とのライセンス契約締結により、西欧（ドイツを除く）、北米、南米、アフリカにおける販売権をメルク社に許諾しました。メルク社は平成21年9月以降、イギリス、スペイン、イタリアなど合計11カ国でタフルプロストを販売しており、米国で承認申請中です。この結果、タフルプロストの販売国は、全世界で34カ国となりました。

緑内障・高眼圧症を適応症とするDE-111（一般名：タフルプロスト／チモロールマレイン酸塩）は、日本で第Ⅲ相試験を開始しました。欧州でも第Ⅲ相試験を実施中です。また、緑内障・高眼圧症を適応症とするアデノシンA_{2A}受容体作動薬DE-112（一般名：未定）は、第Ⅰ相／前期第Ⅱ相試験を米国で実施中です。なお、ROCK阻害剤のDE-104（一般名：未定）は、平成23年3月期第2四半期をもって、点眼剤の開発を中止しています。

角結膜疾患（ドライアイを含む）領域において、DE-089（一般名：ジクアホソルナトリウム）は、平成22年12月より日本で「ジクアス点眼液」として販売中です。また、中国では、第Ⅲ相試験を実施中で、韓国では承認申請中です。ドライアイを含む角結膜上皮障害を適応症とするDE-101（一般名：リボグリタゾン）は、米国および日本での前期第Ⅱ相試験結果を踏まえ、日本では後期第Ⅱ相試験、米国では高用量製剤を追加した第Ⅰ相／第Ⅱ相試験をそれぞれ実施中です。また、遷延性角膜上皮欠損を適応症とするDE-105（一般名：未定）は、日本で第Ⅱ相試験を実施中です。さらに、選択的グルココルチコイド受容体作動薬DE-110（一般名：未定）も、ドライアイを含む角結膜上皮障害を対象とする第Ⅱ相試験を米国で実施中です。

網膜領域において、糖尿病黄斑浮腫を適応症とするDE-102（一般名：未定）は、患者さんを対象とした忍容性および有効性確認試験（第Ⅰ相／前期第Ⅱ相試験）を日本で実施中です。また、DE-109（一般名：シロリムス）は、日本で滲出型加齢黄斑変性と糖尿病黄斑浮腫を適応症として、患者さんを対象とした第Ⅰ相／前期第Ⅱ相試験が終了したのを受け、開発方針の検討を行い、米国でぶどう膜炎を適応症とする第Ⅲ相試験を開始しました。

外眼部感染症を適応症とするDE-108（一般名：レボフロキサシン（1.5%））は、平成22年12月に製造販売承認を取得し、現在、発売準備中です。

また、アレルギー性結膜炎を適応症として、新たにDE-114（一般名：エピナスチン塩酸塩）を日本ベーリンガーインゲルハム社より導入し、日本で第Ⅲ相試験を開始しました。

関節リウマチを適応症とするDE-098（一般名：未定）は、日本で第Ⅱ相試験を実施中です。

(2) 設備投資および資金調達等についての状況

設備投資については、製造設備および研究開発用機器の更新などを行いました。当期の設備投資額は、リース契約分とあわせ、17億9百万円となりました。

これらの設備投資資金は、自己資金により充当しました。資金調達については、平成23年2月、第三者割当による自己株式1,910,100株の処分（処分価額1株につき2,953円）を実施しました。

(3) 対処すべき課題

参天製薬グループは、「世界の参天に向けた新薬候補の準備と、強みが発揮できる地域での成長」を実現するために、5カ年の中期経営計画（2006－2010年度）を平成18年度に策定し、最終年度である当期まで、実行してまいりました。

【2006-2010年度中期経営計画基本方針】

- (1) グローバル戦略新薬候補を充実させる
- (2) 日本をはじめ、北欧・東欧・ロシア、中国を中心に成長し、米国は臨床開発と事業開発に注力する
- (3) 生産基盤を強化させる
- (4) グローバルレベルで人材・組織を強化する

平成23年度以降は、「世界で存在感のあるスペシャリティ企業の実現に向けて」、以下の5つを基本方針とした3カ年の中期経営計画（2011-2013年度）の実行を、主たる対処すべき課題として、取り組んでいきます。

【2011-2013年度中期経営計画基本方針】

- (1) 日本基準からグローバル視点での研究・開発へ転換
- (2) 新製品と営業競争戦略による国内でのシェア獲得と事業成長
- (3) 積極的な営業体制強化によるアジア事業、欧州事業の高成長
- (4) 世界4工場体制への円滑な移行と新興国対応体制の設計
- (5) グローバルに創造と革新を担う組織強化・人材開発

(4) 財産および損益の状況

(企業集団の業績および財産の状況の推移)

区 分	第96期 (平成19.4.1～平成20.3.31)	第97期 (平成20.4.1～平成21.3.31)	第98期 (平成21.4.1～平成22.3.31)	第99期 (当連結会計年度) (平成22.4.1～平成23.3.31)
売上高 (百万円)	103,394	101,618	110,594	110,812
経常利益 (百万円)	20,702	15,935	29,862	31,484
当期純利益 (百万円)	12,650	10,123	18,722	21,333
1株当たり当期純利益	146円15銭	119円08銭	220円10銭	249円71銭
総資産 (百万円)	156,547	151,012	166,878	184,801
純資産 (百万円)	127,118	125,368	137,603	156,404

(当社の業績および財産の状況の推移)

区 分	第96期 (平成19.4.1～平成20.3.31)	第97期 (平成20.4.1～平成21.3.31)	第98期 (平成21.4.1～平成22.3.31)	第99期 (当事業年度) (平成22.4.1～平成23.3.31)
売上高 (百万円)	94,029	93,803	100,528	99,514
経常利益 (百万円)	21,306	16,844	29,000	29,604
当期純利益 (百万円)	9,540	12,056	17,947	18,534
1株当たり当期純利益	110円21銭	141円82銭	210円98銭	216円94銭
総資産 (百万円)	155,313	154,154	168,787	185,394
純資産 (百万円)	128,037	130,905	142,643	159,602

(5) 主要な事業内容

参天製薬グループは、医療用医薬品、一般用医薬品および医療機器の製造および販売を行っており、その主なものは、次のとおりです。

区 分	主要品名	
医薬品 事業	医療用 医薬品 眼科薬	クラビット点眼液、タプロス点眼液、コンプト配合点眼液、チモプトールXE点眼液、レスキュラ点眼液、リボスチン点眼液、ヒアレイン点眼液、フルメトロン点眼液、カリーユニ点眼液、オペガンハイ眼粘弾剤
	抗リウマチ薬	リマチル錠、アザルフィジンEN錠
	その他医薬品	医療用医薬品受託製造
その他事業	一般用 医薬品 眼科薬	サンテFXネオ、サンテ40、サンテメディカル10、サンテ40i、サンテドゥプラスEアルファ、サンテFXVプラス、サンテALクールII、サンテ抗菌新目薬
	医療機器	眼内レンズ

(6) 主要拠点など

①当社

本 社	大阪市東淀川区
営 業 拠 点	北海道・東北エリアオフィス(仙台市青葉区)、東京・神奈川エリアオフィス(東京都中央区)、関東エリア オフィス(さいたま市大宮区)、中部エリアオフィス(名古屋市中区)、関西エリアオフィス(大阪市東淀川区)、 中四国エリアオフィス(広島市中区)、九州エリアオフィス(福岡市博多区)、その他85オフィス
工 場	大阪工場(大阪市東淀川区)、能登工場(石川県羽咋郡宝達志水町)、滋賀工場(滋賀県犬上郡多賀町)
研 究 所	奈良研究開発センター(奈良県生駒市)

②子会社等

サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク(アメリカ・カリフォルニア州・ナパ)

サンテン・インク(アメリカ・カリフォルニア州・ナパ)

サンテン・オイ(フィンランド・タンペレ市)

参天製薬(中国)有限公司(中国・江蘇省・蘇州市)

(7) 従業員の状況

①参天製薬グループの従業員の状況

事業部門等の名称	従業員数(名)
販 売	1,108
医療用医薬品部門	988
一般用医薬品部門	60
医療機器部門	60
生 産	847
研 究 開 発	574
全社または共通	338
合 計	2,867

(注) 1.従業員数は就業人員数で、パートタイマーおよび派遣社員を除いています。

2.全社または共通は、全社企画部門および業務サポート部門の従業員数です。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,924名	+10名	40歳5ヶ月	14年2ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

(8) 重要な子会社の状況

会社名 () は所在国を示す	資本金	当社の出資比率 () は間接所有を示す	主要な事業内容
サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク (アメリカ)	24,784千アメリカドル	100.0%	北米における間接所有子会社の統括管理
サンテン・インク (アメリカ)	8,765千アメリカドル	(100.0%)	医薬品の臨床開発・医薬学術情報に係る調査分析
サンテン・オイ (フィンランド)	20,000千ユーロ	100.0%	医薬品の開発・製造・販売
参天製薬 (中国) 有限公司 (中国)	3,300百万円	100.0%	医薬品の開発・製造・販売

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

主要な提携の状況

・技術提携 (導入)

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	第一三共株式会社 (日本)	オフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	第一三共株式会社 (日本)	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	エーザイ株式会社 (日本)	ブナゾシン塩酸塩を含有する眼科薬の製造販売
	旭硝子株式会社 (日本)	タフルプロストを含有する眼科薬の製造販売
	インスパイア社 (アメリカ)	ジクアホソルナトリウムを含有する眼科薬の製造販売

・技術提携 (導出)

契約会社名	提携先	内容
アドバンスド・ビジョン・サイエンス・インク (連結子会社)	ボシュロム・インク (アメリカ)	眼内レンズ「エタニティー」の日本以外の地域の製造販売権
参天製薬株式会社	メルク社 (アメリカ)	緑内障・高眼圧症治療剤タフルプロストの西欧 (ドイツを除く)、北米、南米およびアフリカにおける販売権

・販売提携（導入）

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	M S D 株式会社 (日本)	チモロールマレイン酸塩を含有する眼科薬の国内販売
	ファイザー株式会社 (日本)	ドルゾラムド塩酸塩およびチモロールマレイン酸塩を含有する眼科薬の国内独占販売
	ヤンセンファーマ株式会社 (日本)	サラゾスルファピリジンを含有する抗リウマチ薬の国内独占販売
	株式会社アールテック・ウエノ (日本)	レボカバステチン塩酸塩を含有する眼科薬の国内販売
		イソプロピル ウノプロストンを含有する眼科薬の国内独占販売

(注) 万有製薬株式会社は、2010年10月にシェリング・プラウ株式会社と経営統合し、MSD株式会社となりました。

・販売提携（導出）

契約会社名	提携先	内容
サンテン・オイ (連結子会社)	ビスタコン・ファーマシューティカルズ・エルエルシー (アメリカ)	合成抗菌点眼剤「クイクシン」・「アイクイクス」、緑内障治療剤「ベチモール」、抗アレルギー点眼剤「アラマスト」の米国における販売委託

・業務・資本提携

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	株式会社日本政策投資銀行	当社の海外事業の積極的な展開に備え、産業支援金融機関としての経験と海外ネットワークを活用

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 220,000,000株

(2) 発行済株式の総数 87,053,103株（自己株式464株を含む。）

(注) 当社取締役および使用人に付与した旧商法第280条ノ19による新株引受権の行使により44,900株、当社取締役および執行役員ならびに重要な海外子会社の取締役らに付与した旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21による新株予約権の行使により9,600株および当社執行役員に付与した会社法第238条等による新株予約権の行使により6,100株、合わせて60,600株増加しました。

(3) 株主数 9,089名（前期末比1,823名減）

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	12,440	14.3
三田産業株式会社	4,756	5.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,302	4.9
株式会社日本政策投資銀行	3,310	3.8
日本生命保険相互会社	3,102	3.6
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223	3,058	3.5
メロンバンクトリートリークライアンツオムニバス	2,165	2.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,120	2.4
ザチーフマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント	1,984	2.3
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,977	2.3

(注) 1.出資比率は、自己株式(464株)を控除して計算しています。

2.上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	12,440千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,302千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,977千株

3.スプラスグループ・インベストメント・マネジメント・リミテッドから平成21年11月25日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成21年11月20日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、平成23年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

なお、以下の出資比率は、自己株式(464株)を控除して計算しています。

氏名または名称	保有株数(千株)	出資比率(%)
スプラスグループ・インベストメント・マネジメント・リミテッド	4,480	5.1

4.エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーから平成22年6月21日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年6月15日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、平成23年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーは、上記の大株主には含まれていません。

なお、以下の出資比率は、自己株式(464株)を控除して計算しています。

氏名または名称	保有株数(千株)	出資比率(%)
エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社	148	0.2
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	4,282	4.9

5.株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者3名から平成23年1月7日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成22年12月27日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ投信株式会社については、平成23年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。なお、以下の出資比率は、自己株式（464株）を控除して計算しています。

氏名または名称	保有株数(千株)	出資比率(%)
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,120	2.4
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,280	3.8
三 菱 U F J 投 信 株 式 会 社	293	0.3

(注)上記、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者3名から平成23年4月18日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成23年4月11日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けています。なお、以下の出資比率は、自己株式（464株）を控除して計算しています。

氏名または名称	保有株数(千株)	出資比率(%)
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,120	2.4
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,211	4.8
三 菱 U F J 投 信 株 式 会 社	289	0.3

6.三井住友トラスト・ホールディングス株式会社およびその共同保有者4名から平成23年4月20日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年4月15日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けています。なお、以下の出資比率は、自己株式（464株）を控除して計算しています。

氏名または名称	保有株数(千株)	出資比率(%)
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,417	2.8
中 央 三 井 ア セ ッ ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,544	1.8
中 央 三 井 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	87	0.1
日 興 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	713	0.8

3.新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

第1回新株予約権

発行決議の日	平成14年6月26日
発行日	平成14年7月5日
新株予約権の数	420個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、42,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	132,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から平成24年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	230個（1名）
取締役（社外取締役を除く）	230個（1名）
社外取締役	—

第2回新株予約権

発行決議の日	平成15年6月26日
発行日	平成15年7月4日
新株予約権の数	760個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、76,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	117,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から平成25年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	349個（1名）
取締役（社外取締役を除く）	349個（1名）
社外取締役	—

第3回新株予約権

発行決議の日	平成16年6月25日
発行日	平成16年7月5日
新株予約権の数	426個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、42,600株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	174,300円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から平成26年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
当社従業員の保有状況	278個（3名）
取締役（社外取締役を除く）	278個（3名）
社外取締役	—

第4回新株予約権

発行決議の日	平成17年6月24日
発行日	平成17年7月4日
新株予約権の数	694個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、69,400株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	248,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から平成27年6月23日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
当社従業員の保有状況	670個（6名）
取締役（社外取締役を除く）	606個（4名）
社外取締役	64個（2名）

第5回新株予約権

発行決議の日	平成18年6月27日
発行日	平成18年7月4日
新株予約権の数	685個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、68,500株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	271,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日から平成28年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	685個（7名）
取締役（社外取締役を除く）	586個（4名）
社外取締役	50個（2名）
監査役	49個（1名）

（注）監査役が保有している新株予約権は、本人が執行役員在任中に付与されたものです。

第6回新株予約権

発行決議の日	平成19年6月26日
発行日	平成19年7月3日
新株予約権の数	631個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、63,100株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	305,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成21年6月27日から平成29年6月26日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	631個（5名）
取締役（社外取締役を除く）	582個（4名）
社外取締役	—
監査役	49個（1名）

（注）監査役が保有している新株予約権は、本人が執行役員在任中に付与されたものです。

第7回新株予約権

発行決議の日	平成20年6月25日
発行日	平成20年7月2日
新株予約権の数	1,027個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、102,700株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	273,400円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日から平成30年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	1,027個（5名）
取締役（社外取締役を除く）	948個（4名）
社外取締役	—
監査役	79個（1名）

（注）監査役が保有している新株予約権は、当人が執行役員在任中に付与されたものです。

第8回新株予約権

発行決議の日	平成21年6月24日
発行日	平成21年7月3日
新株予約権の数	1,071個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、107,100株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	292,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日から平成31年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	1,071個（5名）
取締役（社外取締役を除く）	988個（4名）
社外取締役	—
監査役	83個（1名）

（注）監査役が保有している新株予約権は、当人が執行役員在任中に付与されたものです。

第9回新株予約権

発行決議の日	平成22年6月23日
発行日	平成22年7月6日
新株予約権の数	715個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、71,500株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	317,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成24年6月25日から平成32年6月23日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	715個（4名）
取締役（社外取締役を除く）	715個（4名）
社外取締役	—

(2) 当事業年度中に使用人に対して交付した新株予約権等の状況

ストック・オプションとして発行した新株予約権

第9回新株予約権

発行決議の日	平成22年6月23日
発行日	平成22年7月6日
新株予約権の数	490個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、49,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	317,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成24年6月25日から平成32年6月23日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退職後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
交付された者の人数	
当社の従業員	6名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	黒川 明	重要な兼職の状況 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長 サンテン・インク取締役 サンテン・オイ取締役 参天製薬(中国) 有限公司董事
常務取締役	三田 昌宏	担当 経営全般、薬制担当
取締役相談役	森田 隆和	
取締役常務執行役員	西畑 利明	担当 研究開発本部長 重要な兼職の状況 サンテン・インク取締役社長兼CEO サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役
取締役	村松 勲	重要な兼職の状況 株式会社バインクレスト代表取締役 ソーせいグループ株式会社社外取締役
取締役	古谷 昇	重要な兼職の状況 有限会社ヒーフル代表取締役 コンビ株式会社社外取締役 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役
取締役	濱本 龍彦	
常勤監査役	納塚 善宏	
監査役	加護野 忠男	重要な兼職の状況 神戸大学大学院経営学研究科教授 NTN株式会社社外監査役 住友ゴム工業株式会社社外監査役
監査役	佐藤 康夫	重要な兼職の状況 株式会社アイ・ビー・アソシエイツ代表取締役
監査役	宮内 英樹	重要な兼職の状況 株式会社オートバックスセブン社外取締役

- (注) 1. 水本幸儀氏は、平成22年6月23日付をもって、辞任により監査役を退任しました。
 2. 納塚善宏氏は、平成22年6月23日付をもって、監査役に就任しました。同氏は経理・財務部門での長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 3. 監査役加護野忠男氏は、大学院での経営学研究科教授としての長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 監査役佐藤康夫氏は、会社経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 監査役宮内英樹氏は、財務部門での長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 取締役のうち、村松 勲、古谷 昇および濱本龍彦の各氏は、社外取締役です。
 7. 監査役のうち、加護野忠男、佐藤康夫および宮内英樹の各氏は、社外監査役です。
 8. 取締役村松 勲、古谷 昇および濱本龍彦の各氏ならびに監査役加護野忠男、佐藤康夫および宮内英樹の各氏につきましては、東京証券取引所および大阪証券取引所に対して、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項および大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第7条第1項に定められている独立役員として、届け出ています。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支 給 額
取 締 役	平成22年4月から平成23年3月まで 7名	292百万円
監 査 役	平成22年4月から平成23年3月まで 5名	45百万円
計	平成22年4月から平成23年3月まで 12名	338百万円

- (注) 1. 支給人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、平成22年6月23日開催の定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任した監査役1名を含んでい
ます。
2. 取締役の報酬等の支給額には次のものが含まれています。
- ①役員報酬
支給人数 7名 (社外取締役含む) 226百万円
- ②平成22年6月23日開催の定時株主総会決議に基づきストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額
支給人数 4名 (社外取締役を除く) 28百万円
- ③役員退職慰労引当金の当期繰入額
支給人数 4名 (社外取締役を除く) 37百万円
3. 監査役の報酬等の支給額には次のものが含まれています。
- 役員報酬
支給人数 5名 (社外監査役含む) 45百万円
4. 上記以外に、平成22年6月23日開催の定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金を次のとおり支給しています。
- 監査役 1名 47百万円

(3) 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

①取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針

当社は、委員会設置会社ではありませんが、任意の委員会として、社外取締役も参加する幹部報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

1. 優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供する。
2. 株主および従業員に対し、説明責任を果たし得る報酬制度を目指す。
3. 取締役および執行役員が職務遂行にあたり、意欲や士気を高めることができるよう、会社・個人業績について明確な目標設定とそれに基づく報酬とする。
4. 社内取締役・執行役員、社外取締役、常勤監査役および社外監査役の4つの体系を用意する。

②取締役が受ける報酬等の内容および決定方法

- イ. 取締役報酬は、基本報酬、業績給、ストック・オプションおよび退職慰労金で構成する。ただし、社外取締役については、業績給、ストック・オプションおよび退職慰労金を支給しない。
- ロ. 基本報酬は、職務評価に基づく等級によって決定する。
- ハ. 業績給は、会社業績と個人業績によって決定する。
- ニ. スtock・オプションは、社内取締役を支給対象とし、等級別の報酬額に基づき決定する。
- ホ. 退職慰労金は、社内取締役を支給対象とし、報酬額の中央値と年次別報酬ポイントの累計値に基づき決定する。

③監査役が受ける報酬等の内容および決定方法

- イ. 監査役の報酬については、監査役の協議により、取締役に準じた等級を設け、幹部報酬委員会からの助言を受けて、決定する。監査役制度の理念を踏まえ、報酬の個人別設定あるいは業績評価による報酬変動は行わない。
- ロ. スtock・オプションは付与しない。
- ハ. 退職慰労金は支給しない。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職している法人等の名称	兼職している法人等での地位	兼職している法人等と当社の関係
社外取締役	村松 勲	株式会社パインクレスト	代表取締役	—
		そーせいグループ株式会社	社外取締役	—
	古谷 昇	有限会社ビーフル	代表取締役	—
		コンビ株式会社	社外取締役	—
社外監査役	加護野 忠男	株式会社ジェイアイエヌ	社外取締役	—
		神戸大学大学院	経営学研究科教授	—
		NTN株式会社	社外監査役	—
	佐藤 康夫	住友ゴム工業株式会社	社外監査役	—
		株式会社アイ・ビー・アソシエイツ	代表取締役	—
宮内 英樹	株式会社オートバックスセブン	社外取締役	—	

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	村松 勲	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、製薬業界において長年に渡って経営に携わった知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	古谷 昇	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、経営コンサルタントとしての企業経営に関する知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	濱本 龍彦	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、長年に渡って国内外で経営に携わった知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
社外監査役	加護野 忠男	当事業年度開催の取締役会11回全て、および当事業年度開催の監査役会9回全てに出席し、主に経営学の視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。
	佐藤 康夫	当事業年度開催の取締役会11回全て、および当事業年度開催の監査役会9回全てに出席し、主に経営者としての経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。
	宮内 英樹	当事業年度開催の取締役会11回全て、および当事業年度開催の監査役会9回全てに出席し、主に経営者としての経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。

③責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、ならびに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役および社外監査役の各氏と当社の間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
社外取締役	3名	30百万円
社外監査役	3名	22百万円
合計	6名	53百万円

(5) 執行役員の状況（取締役による兼務を除く）

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	古門 貞利	医薬事業部長
執行役員	岩本 憲二	アジア事業部長 兼 中国事業統括室長
執行役員	佐藤 正道	企画本部長
執行役員	ユルキ・リリエロース	サンテン・オイ社長
執行役員	森島 健司	人材組織開発本部長
執行役員	原 田 哲	管理本部長

- (注) 1. マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。
2. 岩本憲二氏は、平成23年3月31日付をもって、執行役員を退任しました。

5. 会計監査人に関する状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社および子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	66百万円
②上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	50百万円
③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準対応等に関するアドバイザリー業務についても対価を支払っています。
3. 当社の重要な子会社（サンテン・オイをはじめとする海外の子会社4社）は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属する監査法人による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合の他、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込がないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容 ……………

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する旨の決議を行い、本内容に沿った整備を進めています。

当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、医療の一端を担う企業として、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として社会へ寄与するとともに、自らの存在意義を高め、持続的に成長することを目指す。

その達成に向けた内部統制基本方針を、次のとおり決議する。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役・従業員からなる全ての構成員の全ての企業活動における行動指針として「参天企業倫理綱領」を定め、担当部署やCSR委員会を設置し、倫理綱領の周知徹底に努める。
- ② 市民社会の秩序・安全に脅威を与えるような反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを倫理綱領に定めるとともに、担当部署は関係当局と連携をとって、反社会的勢力による経営活動への関与・被害を防止する。
- ③ 社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保する。相談・通報に対しては、担当部署が関係部門と連携して解決にあたる。
- ④ 経営監視機能の強化・充実のため、複数の社外取締役を選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ基本規程、そのほか決裁規程・文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 危機管理基本方針および危機管理行動基準に基づき「危機管理基本手順書」を制定し、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に適切に対処する体制を整備する。
- ② 各事業部・本部は、平時から自らの業務に係る損失の危険の管理に関する方針・対応策の策定、情報収集を行い、損失の危険の回避・最小化に努める。

- ③複数部門にわたるなど重大な損失の危険に関しては、「危機評価委員会」においてその管理に関する方針・対応策を協議する。
- ④万一、緊急事態が発生した場合は、その影響度合いにより、代表取締役を責任者とする「危機対策委員会」を立ち上げ、危機管理基本手順書に基づいて損失の最小化を図るとともに再発防止策を実施する。
- ⑤管理本部は全社的な観点から包括的に、また内部監査室はその独立した立場から、社内における損失の危険の管理状況を検証する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会で選任された執行役員に業務の執行を委任し、会社経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。
- ②各種会議体の権限・位置づけを明らかにするとともに、決裁に関する規程を整備し、意思決定の手順を明確にする。
- ③業務が効率的に執行できるよう人事・組織体制を整備する。また、組織権限、分掌に係る規程を設け、それぞれの組織における権限と責任を明確にする。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社管理規程を整備してグループ各社の役割・責任を明確にし、主要なグループ会社の監査機能を強化する。
- ②グループにおける企業活動の適正性向上のための体制整備については、当社が助言・指導を行う管理体制を構築する。
- ③財務報告の信頼性の確保に関しては、関係する当社各部門・グループ会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
- ②監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く監査役および監査役会に報告する。
- ②①以外についても、取締役および従業員が、監査役および監査役会に報告すべき事項を明示する。
- ③内部監査室と主要なグループ会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的に監査役会に報告し、情報交換を行う。

(8) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役をはじめとして、監査役および監査役会が必要と考える取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- ②監査役が、代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べるができる。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 ……

(1) 基本方針の内容

当社の株主の在り方について、当社は、株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大規模買付行為や買収提案の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当社に、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、④当社株主に対して、買収内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買収の条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なものおよび⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような大規模買付行為や買収提案を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 当社の企業価値の源泉について

i 当社の基本理念について

当社は、医療用眼科薬事業を中心に、眼科とリウマチに特化した独自性ある医薬品企業として、社名の由来でもある「天機に参与する」、「目をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、それによって参天ならでの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への貢献を果たす」ことを経営の基本理念とし、世界の人々の「目と健康」に貢献する企業であることを目指すとともに、当社の企業価値の向上に努めてきました。

ii 企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、①強みを発揮できる分野への経営資源の集中、②組織力の強化および③徹底した生産性と効率性の追求に象徴されます。

①強みを発揮できる分野への経営資源の集中

“眼科”および“自社の強みが発揮できる特定分野”に特化した“研究開発型製薬企業”として新製品開発に注力しています。また、国内医療用医薬品事業を中心に、顧客満足度向上と製品ラインの充実により、強固な普及促進基盤を構築しています。

②組織力の強化

マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入するとともに、小さな組織を心掛け、迅速に決断・行動することを徹底しています。また、独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性・客観性を高めながら、社会全体のみならず、株主、取引先、顧客および従業員を重視した経営を行っています。

③徹底した生産性と効率性の追求

新容器の導入による使用性・識別性、生産性の向上などにより、点眼薬を世界のトップレベルの品質・コストで製造しています。また、基幹業務システムの一斉導入により、グループ全体で常に徹底した生産性と効率性を追求してきました。

ロ. 企業価値向上のための取組み

当社は、参天グループの企業価値のより一層の向上を図るために、「世界の参天に向けた新薬候補の準備と強みが発揮できる地域での成長」を基本方針とした5か年の中期経営計画（2006 - 2010年度）を継続して推進しています。

上記中期経営計画に定める基本方針を実現すべく、当社は、①グローバル戦略新薬候補を充実させること、②日本をはじめ、北欧・東欧・ロシア、中国を中心に成長し、米国は臨床開発と事業開発に注力すること、③生産基盤を強化させることおよび④グローバルレベルで人材・組織を強化することに注力しています。

ハ. 安定的な株主還元政策について

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、業績に応じた適正な利益還元と企業財政の柔軟性・健全性の維持、資本効率の向上を図るという考え方にに基づき、配当による株主還元を重視し、積極的に行うとともに、自己株式の取得・消却についても、株主価値・資本効率向上のための機動的手段として適宜検討していきます。

二. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は企業価値・株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題に掲げています。当社においては、従来から独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、また、経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化するため、取締役の任期を1年としていることに加え、経営の透明性・客観性を高める観点から、取締役会の諮問機関として、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」および「戦略審議委員会」を設置しています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会の決議および平成19年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき導入された当社の「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を、平成22年5月11日開催の取締役会の決議および平成22年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、一部改定の上、更新しました（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）。

イ. 本更新の目的

本プランは、当社株式に対する買収もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われた際に、買収を行う者またはその提案者に対し、遵守すべき手続を明確にし、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会等を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

ロ. 用語の定義

本プランにおける以下の用語は以下のとおり定義されます。

i 大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、下記のいずれかに該当する行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を指します。

- ①特定株主グループ¹の株券等保有割合²または株券等所有割合³を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為
- ②結果として特定株主グループの株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

ii 大規模買付者

「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者を指します。

ハ. 本プランの骨子

本プランの骨子は、以下のとおりです。

- ①大規模買付者は、大規模買付行為を開始する前に、当社に対し、必要かつ十分な情報を提供すること
- ②独立委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対して一定の検討・評価を行うために必要な期間が経過した後、大規模買付者は大規模買付行為を開始すること
- ③当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること
- ④当該大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、社外取締役全員により構成される独立委員会（独立委員会の概要は後記（独立委員会の概要）をご確認ください。）を設置すること
- ⑤独立委員会は、下記ホ. の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うこと。ただし、独立委員会は、本プラン所定の場合には、発動の勧告に際して、対抗措置の発動に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができる。
- ⑥当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従うこと
- ⑦当社取締役会は、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の意思を確認すること

二. 本プランの具体的手続

i 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を開始する場合には、まず、当社代表取締役宛に、本プランに従う旨の誓約を含む

1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。以下、本基本方針において同様です。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、本基本方針において同様です。）または買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、本基本方針において同様です。）を行う者とその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、本基本方針において同様です。）および特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。以下、本基本方針において同様です。）を意味します。

2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下、本基本方針において同様です。

3 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下、本基本方針において同様です。

意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要が明記される必要があります。なお、意向表明書および下記 ii に定める大規模買付情報における使用言語は、日本語に限ります。当社は、大規模買付者から意向表明書の提出があった事実を当社株主の皆様に対して適時に開示します。

ii 独立委員会および当社取締役会への情報提供の要求

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当社株主の皆様のご判断ならびに独立委員会および当社取締役会としての見解形成のために必要な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストに従い、独立委員会および当社取締役会に対し、大規模買付情報を提供していただきます。

大規模買付情報には以下の内容が含まれますが、その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。

- ①大規模買付者およびその特定株主グループの詳細（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員等の構成員を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的⁴およびその内容（買付対価の種類・価額、買付け等の時期、買付け等に関連する一連の取引のスキーム⁵、買付け等の方法の適法性⁶等を含みます。）
- ③買付価格の算定の基礎⁷および経緯⁸ならびに買付資金の裏付け（買付資金の提供者の名称、調達方法、調達に関連する一連の取引の内容等を含みます。）
- ④買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、支配権取得もしくは経営参加の具体的方法、大規模買付行為完了後に企図する当社経営方針、事業計画、配当政策等⁹
- ⑤買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、大規模買付行為完了後に企図する当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者の処遇方針
- ⑥買付目的が純投資の場合、投資方針
- ⑦買付目的が政策投資の場合、取得後の保有方針、売買方針および議決権行使方針ならびにその理由¹⁰
- ⑧大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等

独立委員会または当社取締役会は、提供を受けた大規模買付情報が不足していると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜合理的な期限（意向表明書を受領した日から原則として60日を上限とします。）を定めた上、十分な大規模買付情報が完備するまで追加的な情報提供を求めることがあります。独立委員会および当社取締役会が十分な

4 支配権取得もしくは経営参加の目的か、純投資もしくは政策投資の目的か否かを明確にしておく必要があります。

5 大規模買付行為完了後、当社の株券等をさらに取得する予定の有無、その理由、内容、必要性、当社の株券等が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨および理由を説明していただく必要があります。

6 買付け等の方法の適法性について、第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要を具体的に説明していただく必要があります。

7 買付価格の算定の具体的な根拠および買付価格と時価との差額（買付価格と直近数ヶ月平均の当社の株価とのプレミアムの有無等）について情報を提供していただく必要があります。

8 買付価格決定のプロセスを説明していただき、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に説明していただく必要があります。

9 大規模買付行為完了後に企図する当社の再編、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定・解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更等の内容およびその必要性に関する情報を提供していただく必要があります。

10 長期的な資本提携を目的とする政策投資の場合にはその必要性に関する情報も提供していただく必要があります。

大規模買付情報が完備したと判断した場合、当社は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示します。また、当社に提供された大規模買付情報が当社株主の皆様のご判断に必要なものと認められるときには、適切と判断する時点で、当社はその全部または一部を開示します。

iii 独立委員会による協議・交渉、評価期間および独立委員会の勧告等

独立委員会は、大規模買付者および当社取締役会から大規模買付情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為および当社取締役会の意見の内容を検討するための期間（以下、「独立委員会評価期間」といいます。）を設定します。独立委員会評価期間は、原則として、独立委員会が、大規模買付者に追加的に提供を求めた情報を含め、大規模買付者により十分な大規模買付情報が提出されてから60日を超えないものとします。ただし、独立委員会が、当初の独立委員会評価期間中に、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会評価期間を一ないし複数回延長することができるものとします（期間延長は、延長前の独立委員会評価期間の終了の日から30日間を上限とします。）。大規模買付行為は、この独立委員会評価期間（延長期間を含みます。）が経過した後、開始され得るものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当該大規模買付が下記ホ、ii②(i)から(iv)に定める要件のいずれかに該当するか否かを判断すべく、直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者と協議・交渉等を行うことがあります。大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、直接または当社取締役会等を通じた協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会に対して、独立委員会が合理的と認める期間内（ただし、原則として60日を超えないものとします。以下、「取締役会評価期間」といいます。）に大規模買付行為の内容に対する当社取締役会としての意見、その根拠資料およびその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

さらに、独立委員会は、独立委員会評価期間中、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができます。また、独立委員会は、当社株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取することがあります。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

以上のように、独立委員会は、独立委員会評価期間中、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等を十分かつ慎重に検討・評価し、下記ホ、の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行います。

なお、独立委員会評価期間が開始した事実、独立委員会評価期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間およびその理由ならびに独立委員会の勧告の内容等の情報については、速やかに公表します。

iv 取締役会の決議

当社取締役会は、下記ホ、の基準に則り、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに、対抗措置の発動の是非について会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記vに基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、会社法上の機関としての決議を行うものとします。なお、当社取締役会

が対抗措置をとることを決定した場合には、株主の皆様に対して適時に開示します。

v 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置を発動するに際して、(a)下記ホ、ii②に従い、独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または、(b)ある大規模買付行為について下記ホ、ii②(i)から(iv)に定める要件の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動等に関する株主の意思を確認することができるものとします。なお、株主意思確認総会の決議の概要については、当社株主の皆様に対して適時に開示します。

ホ. 対抗措置発動の基準と内容

i 対抗措置が発動されない場合

大規模買付者により本プランが遵守された場合には、当社取締役会は、取締役会評価期間における検討・評価の結果、仮に当該大規模買付行為に反対する見解に至った場合であっても、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示等により当社株主の皆様を説得するに留め、下記ii②で述べる場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。このように、対抗措置が発動されない場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ii 対抗措置が発動される場合

①大規模買付者により本プランが遵守されなかった場合には、引き続き大規模買付者より情報提供があるもしくは大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記iiiに記載の対抗措置をとることがあります。

②本プランが遵守された場合であっても、以下の(i)から(iv)に定める要件のいずれかに該当し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を害するものである場合には、引き続き大規模買付者より情報提供があるもしくは大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記iiiに記載の対抗措置をとることがあります。なお、独立委員会は、大規模買付行為について、以下の(i)から(iv)に定める要件の該当可能性が問題となっている場合には、予め対抗措置の発動等に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

(i) 下記に掲げる行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付行為である場合

(a) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為

(b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為

(c) 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をも

- って、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件（大規模買付行為完了後に行われる合併等により当社株主の皆様へ交付される対価の条件を含みます。）を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
 - (iii) 買付行為の条件（買付行為の種類・価額、買付行為の時期、買付行為の方法の適法性、買付行為の実現可能性、買付行為の後の経営方針・事業計画、買付行為の後における当社の他の株主、従業員、取引先、医療機関および顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付行為である場合
 - (iv) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引先、医療機関および顧客等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付行為である場合
- ③上記①または②にかかわらず、独立委員会は、一旦新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。
- (i) 当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合
 - (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により上記②(i)から(iv)に定める要件に該当しなくなった場合

iii 対抗措置の内容

上記 ii の場合に当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って行う対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律により取締役会の権限として認められるものとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は後記（新株予約権の概要）記載のとおりですが、実際にこれを行う場合には、株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を定めることがあります。

へ. 株主・投資家に与える影響等

i 本更新時の影響等

本更新時においては、新株予約権の無償割当て等自体は行われませんので、当社株主の皆様および一般投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

ii 対抗措置の発動（新株予約権の無償割当て）が株主・投資家に与える影響等

①当社が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会は割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の当社株主の皆様に対し、その所有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が割り当てられますので、割当期日における当社株主の皆様議決権比率が低下することはありません。なお、当社株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦当社取締役会において新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記ホ. ii ③に

記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行う際に適時に開示します。

- ②新株予約権には、株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の当社株主の皆様から当社が新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）を交付することができる旨の条項（取得条項）を付すことが予定されており、同条項に基づき、当社が、行使制限買付者以外の当社株主の皆様から新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株を交付する場合、行使制限買付者以外の当社株主の皆様の議決権比率が低下することはありません。また、この場合には、行使制限買付者以外の当社株主の皆様对新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込みを行っていただく必要はありません。なお、当社による取得手続の詳細につきましては、実際に取得を行う際に、適時に通知または公告します。

ト. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年6月23日開催の定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本更新後においても、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から、その時点での法令等を踏まえ、その内容の変更・廃止を含め、有効期間内であっても、随時本プランを見直していく所存です。有効期間内での本プランの廃止については、当社取締役会の決議で行うものとします。また、有効期間内での本プランの骨子、本プランの具体的手続または対抗措置発動の基準と内容に関する重要な事項の変更については、株主総会その他の方法により適宜当社株主の皆様の見解を伺って行い、その他の変更については当社取締役会決議により行います。なお、当社取締役会の決議により変更・廃止をする場合には、その内容を当社株主の皆様に対して適時に開示します。

(4) 基本方針の実現のための上記各取組みについての当社取締役会の判断およびその理由

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)の取組み）について

上記(2)に記載した企業価値向上のための取組み、安定的な株主還元政策およびコーポレート・ガバナンスの強化のための取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)の取組み）について

i 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、基本方針に基づき、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じる

べきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、基本方針に沿うものです。

ii 当該取組みが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から本プランは基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

①買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

②株主意思の重視

本プランは、平成22年6月23日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいています。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認することとしています。さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

③独立性を有する社外取締役の判断の重視および第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとしています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとしており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

④合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記(3)ホ. ii「対抗措置が発動される場合」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑤取締役会の裁量権について濫用防止策が施されていること

本プランは、株式の大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないことから、本プランは、取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

(独立委員会の概要)

①独立委員会の設置の目的等

独立委員会は、大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動の是非に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するために設置されるものであり、大規模買付者による本プランの遵守の有無、大規模買付行為が基本方針の(3)ホ. ii②(i)から(iv)に定める要件を充足するか否かを判断し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を害するものかどうかを判断するものです。

②構成

当社社外取締役のみによって構成されます。

③任期

当社社外取締役の任期と同期間です。

④決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

⑤決議事項その他職務事項

独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項を行うものとします。

- (i) 大規模買付者の本プラン遵守状況の検討
- (ii) 大規模買付情報の完備の判断
- (iii) 大規模買付情報が不足のときに大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めて直接または取締役会を通じて行う追加情報提供の依頼
- (iv) 独立委員会評価期間の設定
- (v) 独立委員会評価期間の延長
- (vi) 大規模買付者との協議・交渉
- (vii) 取締役会に対して合理的な期間を設定して行う取締役会の意見、その根拠資料およびその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出依頼
- (viii) 独立委員会評価期間中、必要に応じて行う取締役、監査役、従業員等に対する独立委員会への出席要求、委員会が求める事項に関する説明要求
- (ix) 独立委員会評価期間中行う株主の意向把握
- (x) 独立委員会評価期間中、必要に応じて行う客先、取引先、従業員等からの意見聴取
- (xi) 大規模買付情報および取締役会提供情報・資料等の評価・検討
- (xii) 本プランの基準に基づく対抗措置発動の是非についての判断
- (xiii) 本プランの基準に基づく対抗措置発動に関して株主総会招集の要否の判断
- (xiv) 上記判断に基づく取締役会への勧告
- (xv) 独立委員会評価期間中、経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けるために行うこれらの者の選任、依頼
- (xvi) その他上記各号に付随する事項

(新株予約権の概要)

- ①新株予約権の無償割当ての対象となる株主およびその発行条件
当社取締役会の新株予約権無償割当て決議（以下、「本割当決議」といいます。）で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社普通株式の株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てます。
- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の総数は、1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）とします。
- ③割り当てる新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、割当期日における当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除きます。）数とします。当社取締役会は、複数回にわたり、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。
- ④新株予約権の無償割当ての効力発生日
本割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。
- ⑤各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1株につき1円以上で当社取締役会が定める額とします。なお、下記⑨の条項に基づき、当社が未行使の新株予約権を株主から取得し、これと引き換えに普通株式が交付される場合には、当該株主は、新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込を行う必要はありません。
- ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとします。
- ⑦新株予約権の行使条件
株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、本割当決議において当社取締役会が定めるものとします。
- ⑧新株予約権の行使期間
本割当決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- ⑨当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記⑦の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使の当該新株予約権を全て取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）の普通株式を交付することができます。
- ⑩その他
上記に定めるほか、新株予約権の内容の詳細は、本割当決議において別途定めるものとします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	137,668
現金及び預金	65,558
受取手形及び売掛金	38,980
有価証券	13,332
たな卸資産	14,704
繰延税金資産	1,986
その他	3,106
貸倒引当金	△1
固定資産	47,133
有形固定資産	24,956
建物及び構築物	13,450
機械装置及び運搬具	1,632
土地	8,216
リース資産	186
建設仮勘定	186
その他	1,283
無形固定資産	991
ソフトウェア	952
その他	39
投資その他の資産	21,185
投資有価証券	12,141
繰延税金資産	7,538
その他	1,505
資産合計	184,801

科目	金額
負債の部	
流動負債	24,104
支払手形及び買掛金	6,031
未払金	8,444
未払法人税等	4,631
賞与引当金	2,712
その他の引当金	87
その他	2,198
固定負債	4,292
リース債務	152
繰延税金負債	20
退職給付引当金	3,266
役員退職慰労引当金	453
資産除去債務	160
その他	238
負債合計	28,397
純資産の部	
株主資本	162,159
資本金	6,614
資本剰余金	7,968
利益剰余金	147,578
自己株式	△1
その他の包括利益累計額	△6,061
その他有価証券評価差額金	△443
為替換算調整勘定	△5,618
新株予約権	305
純資産合計	156,404
負債・純資産合計	184,801

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		110,812
売上原価		34,436
売上総利益		76,375
販売費及び一般管理費		45,636
営業利益		30,738
営業外収益		
受取利息及び配当金	521	
生命保険配当金	136	
その他	353	1,011
営業外費用		
支払利息	36	
為替差損	122	
その他	106	265
経常利益		31,484
特別利益		
固定資産処分益	8	
会員権売却益	7	15
特別損失		
投資有価証券評価損	150	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	108	
その他	166	425
税金等調整前当期純利益		31,074
法人税、住民税及び事業税	9,970	
法人税等調整額	△229	9,741
少数株主損益調整前当期純利益		21,333
当期純利益		21,333

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	6,538	7,233	133,053	△4,958	141,866
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	75	75			151
剰余金の配当			△6,808		△6,808
当期純利益			21,333		21,333
自己株式の取得				△25	△25
自己株式の処分		659		4,982	5,641
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	75	735	14,525	4,956	20,292
平成23年3月31日残高	6,614	7,968	147,578	△1	162,159

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日残高	136	△4,660	△4,524	260	137,603
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					151
剰余金の配当					△6,808
当期純利益					21,333
自己株式の取得					△25
自己株式の処分					5,641
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△579	△957	△1,537	45	△1,491
連結会計年度中の変動額合計	△579	△957	△1,537	45	18,800
平成23年3月31日残高	△443	△5,618	△6,061	305	156,404

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 11社であり、すべての子会社を連結しています。

(主要会社名)：サンテン・ホールディングス・ユース・インク、サンテン・インク、サンテン・オイ、参天製薬(中国)有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の関連会社 1社(仲晃化学株式会社)

当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、サンテン・オイ、サンテンファーマ・エービー、サンテン・ゲーエムベーハー、台湾参天製薬股份有限公司および韓国参天製薬株式会社の決算日は、平成23年2月28日であり、また、参天製薬(中国)有限公司の決算日は、平成22年12月31日となっています。連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っています。ただし、各連結子会社の決算日から連結決算日平成23年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

① 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法

② その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(ロ) デリバティブ …………… 時価法

(ハ) たな卸資産 …………… 主に総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

① 建物(建物附属設備を除く)

i) 平成10年3月31日以前に取得したもの …………… 定率法

ii) 平成10年4月1日以降に取得したもの …………… 定額法

②建物以外 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	31～50年
機械装置及び運搬具	7～ 8年
その他	4～10年

また、在外連結子会社については、定額法を採用しています。

(D) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(H) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

(I) 長期前払費用 均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

返品調整引当金 返品損失に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末の売上債権を基礎として、返品見込額に対する売買利益および廃棄損失の見積額を計上しています。

退職給付引当金 (当社および在外連結子会社1社)

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生時の連結会計年度から費用処理しています。

(在外連結子会社1社および国内連結子会社1社)

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末の要支給額の100%を計上しています。

役員退職慰労引当金 当社が取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金支給に備えるため引当てたもので、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額の100%を計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約取引
- ・ヘッジ対象…外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(6) 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

(重要な会計方針の変更)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日) および「資産除去債務に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日) を適用しています。

これにより、当連結会計年度の営業利益および経常利益は120万円、税金等調整前当期純利益は120万円それぞれ減少しています。

(表示方法の変更)

当連結会計年度より、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しています。

(注記事項)

(連結貸借対照表に関するもの)

1. 有形固定資産減価償却累計額	46,490百万円
(減損損失累計額を含む)	
2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結しています。	
コミットメントライン(特定融資枠)契約の総額	16,000百万円
借入実行残高	-百万円
3. 保証債務	
従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証	232百万円
4. 輸出手形割引高	7百万円

(連結株主資本等変動計算書に関するもの)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	86,992,503株	60,600株	—	87,053,103株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権等の行使によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,403	40.00	平成22年3月31日	平成22年6月24日
平成22年11月2日 取締役会	普通株式	3,404	40.00	平成22年9月30日	平成22年11月30日
計		6,808			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成23年6月22日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	4,352	50.00	平成23年3月31日	平成23年6月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権等に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成13年7月9日	普通株式	4,700株
平成14年7月5日	普通株式	23,000株
平成15年7月4日	普通株式	35,800株
平成16年7月5日	普通株式	39,600株
平成17年7月4日	普通株式	117,500株
平成18年7月4日	普通株式	97,400株
平成19年7月3日	普通株式	99,300株
平成20年7月2日	普通株式	160,900株
平成21年7月3日	普通株式	168,400株
平成22年7月6日	普通株式	120,500株
合 計		867,100株

(注) 1. 平成13年から平成20年までの新株予約権等は、すべて権利行使可能なものです。

2. 平成21年、平成22年の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

(金融商品に関するもの)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

参天製薬グループは、資金運用については安全性・流動性の高い短期の金融資産を中心に運用し、また、資金調達については、原則、自己資金による方針です。デリバティブは、外貨建資産・負債の為替変動リスクなどを回避するために利用し、投機的な取引は一切行いません。

(2) 金融商品の内容およびリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用管理規程に従い取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期、把握する体制としています。また、有価証券である債券は、発行体の信用リスクに晒されていますが、格付けの高い発行体のもののみを対象としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、適宜、取締役会に報告する体制としています。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金および未払法人税等は、1年以内の支払期日です。

借入金は、経常的に発生しませんが、状況に応じて営業取引に係る短期の資金調達として利用しています。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めていません（3. 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	65,558百万円	65,558百万円	-百万円
(2) 受取手形及び売掛金	38,980百万円	38,980百万円	-百万円
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	14,372百万円	14,358百万円	△14百万円
② その他有価証券	10,941百万円	10,941百万円	-百万円
(4) 支払手形及び買掛金	(6,031百万円)	(6,031百万円)	-百万円
(5) 未払金	(8,444百万円)	(8,444百万円)	-百万円
(6) 未払法人税等	(4,631百万円)	(4,631百万円)	-百万円
(7) デリバティブ取引	-百万円	-百万円	-百万円

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しています。

2. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は市場価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金、および (6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7) デリバティブ取引

該当事項はありません。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	138百万円
投資事業有限責任組合への出資	22百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

(1 株当たり情報に関するもの)

1. 1株当たり純資産 1,793円15銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりです。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	156,404百万円
普通株式に係る純資産額	156,098百万円
連結貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり 純資産額の算定に用いられた普通株式に係る連結会 計年度末の純資産額との差額	305百万円
普通株式の期末発行済株式総数	87,053千株
普通株式の自己株式数	0千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	87,052千株

2. 1株当たり当期純利益 249円71銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

連結損益計算書上の当期純利益	21,333百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	21,333百万円
普通株式の期中平均発行株式数	85,433千株

(重要な後発事象に関するもの)

該当事項はありません。

貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	126,837
現金及び預金	59,238
受取手形	963
売掛金	36,182
有価証券	13,332
商品及び製品	10,301
仕掛品	54
原材料及び貯蔵品	2,057
繰延税金資産	1,931
その他	2,775
貸倒引当金	△0
固定資産	58,556
有形固定資産	20,804
建物	10,771
構築物	207
機械及び装置	918
車両運搬具	2
工具・器具及び備品	861
土地	8,013
リース資産	19
建設仮勘定	9
無形固定資産	805
商標権	5
ソフトウェア	772
その他	26
投資その他の資産	36,947
投資有価証券	12,117
関係会社株式及び出資金	17,827
繰延税金資産	5,647
その他	1,354
資産合計	185,394

科目	金額
負債の部	
流動負債	21,960
買掛金	5,728
リース債務	6
未払金	8,427
未払費用	197
未払法人税等	4,580
未払消費税等	515
預り金	109
賞与引当金	2,308
返品調整引当金	87
固定負債	3,832
リース債務	14
退職給付引当金	3,203
役員退職慰労引当金	453
資産除去債務	160
負債合計	25,792
純資産の部	
株主資本	159,739
資本金	6,614
資本剰余金	7,968
資本準備金	7,309
その他資本剰余金	659
利益剰余金	145,158
利益準備金	1,551
その他利益剰余金	143,606
退職給与積立金	372
特別償却準備金	82
別途積立金	89,109
繰越利益剰余金	54,043
自己株式	△1
評価・換算差額等	△443
その他有価証券評価差額金	△443
新株予約権	305
純資産合計	159,602
負債・純資産合計	185,394

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		99,514
売上原価		30,852
売上総利益		68,661
販売費及び一般管理費		39,822
営業利益		28,839
営業外収益		
受取利息及び配当金	468	
生命保険配当金	136	
その他	263	869
営業外費用		
支払利息	16	
為替差損	54	
その他	33	104
経常利益		29,604
特別利益		
固定資産処分益	8	
会員権売却益	7	15
特別損失		
投資有価証券評価損	150	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	108	
その他	27	286
税引前当期純利益		29,333
法人税、住民税及び事業税	9,907	
法人税等調整額	892	10,799
当期純利益		18,534

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
				退職給与 積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成22年3月31日残高	6,538	7,233	0	1,551	372	124	89,109	42,276	△4,958	142,246	
事業年度中の変動額											
新株の発行	75	75								151	
剰余金の配当								△6,808		△6,808	
特別償却準備金の取崩						△41		41		-	
当期純利益								18,534		18,534	
自己株式の取得									△25	△25	
自己株式の処分			659						4,982	5,641	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										-	
事業年度中の変動額合計	75	75	659	-	-	△41	-	11,767	4,956	17,493	
平成23年3月31日残高	6,614	7,309	659	1,551	372	82	89,109	54,043	△1	159,739	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成22年3月31日残高	136	136	260	142,643
事業年度中の変動額				
新株の発行				151
剰余金の配当				△6,808
特別償却準備金の取崩				-
当期純利益				18,534
自己株式の取得				△25
自己株式の処分				5,641
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△579	△579	45	△534
事業年度中の変動額合計	△579	△579	45	16,958
平成23年3月31日残高	△443	△443	305	159,602

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針)

貸借対照表および損益計算書の作成にあたって採用した会計処理の原則および手続きは次のとおりです。

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 …………… 償却原価法

②子会社株式および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ ……………時価法

(3) 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①建物（建物附属設備を除く）

i) 平成10年3月31日以前に取得したもの…………… 定率法

ii) 平成10年4月1日以降に取得したもの…………… 定額法

②建物以外…………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31～50年

機械及び装置 8年

その他 4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

(4) 長期前払費用…………… 均等償却

3.外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4.引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。
- 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。
- 返品調整引当金 …………… 返品損失に備えるため引当てたもので、当事業年度末の売上債権を基礎として、返品見込額に対する売買利益および廃棄損失の見積額を計上しています。
- 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理しています。
- 役員退職慰労引当金 …………… 取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金支給に備えるため引当てたもので、内規に基づく当事業年度末の要支給額の100%を計上しています。

5.ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 ……為替予約取引
- ・ヘッジ対象 ……外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

6.消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

(重要な会計方針の変更)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。

これにより、当事業年度の営業利益および経常利益は12百万円、税引前当期純利益は120百万円それぞれ減少しています。

(注記事項)

(貸借対照表等に関するもの)

1. 関係会社に対する短期金銭債権	1,191百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債務	1,094百万円
3. 有形固定資産減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)	41,798百万円
4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結しています。 コミットメントライン(特定融資枠)契約の総額	16,000百万円
借入実行残高	－百万円
5. 保証債務 従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証	232百万円
6. 輸出手形割引高	7百万円

(損益計算書に関するもの)

1. 関係会社との取引高	
売上高	3,170百万円
仕入高	3,128百万円
その他の営業取引高	4,299百万円
営業取引以外の取引高	13百万円

(株主資本等変動計算書に関するもの)

自己株式に関する事項

	前事業年度末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,902,026株	8,863株	1,910,425株	464株

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものです。
2. 自己株式の株式数の減少は、第三者割当による処分1,910,100株および単元未満株式の買増請求に応じたことによる減少325株によるものです。

(税効果会計に関するもの)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,846百万円
関係会社株式評価損	2,163百万円
税務上の繰延資産	1,980百万円
賞与引当金	933百万円
未払事業税	385百万円
その他有価証券評価差額金	301百万円
減損損失	188百万円
役員退職慰労引当金	183百万円
施設等入会金評価損	66百万円
その他	1,136百万円
繰延税金資産小計	10,184百万円
評価性引当額	△2,538百万円
繰延税金資産合計	7,646百万円

繰延税金負債

特別償却準備金	△56百万円
その他	△11百万円
繰延税金負債合計	△67百万円

繰延税金資産（負債）の純額 7,578百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内容

法定実効税率	40.4%
(調整)	
試験研究費等の税額控除	△4.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割等	0.3%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8%

(リースにより使用する固定資産に関するもの)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している固定資産があります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	工具・器具及び備品
取得価額相当額	126百万円
減価償却累計額相当額	113百万円
期末残高相当額	12百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年 以 内	13百万円
1 年 超	－百万円
合 計	13百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	142百万円
減価償却費相当額	133百万円
支払利息相当額	1百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

6. オペレーティング・リース取引

未経過リース料	
1 年 以 内	3百万円
1 年 超	8百万円
合 計	11百万円

(1株当たり情報に関するもの)

1. 1株当たり純資産	1,829円89銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりです。	
貸借対照表の純資産の部の合計額	159,602百万円
普通株式に係る純資産額	159,296百万円
貸借対照表の純資産の部の合計額と	
1株当たり純資産額の算定に用いられた	
普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額	305百万円
普通株式の期末発行済株式総数	87,053千株
普通株式の自己株式数	0千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	87,052千株
2. 1株当たり当期純利益	216円94銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。	
損益計算書上の当期純利益	18,534百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る当期純利益	18,534百万円
普通株式の期中平均発行株式数	85,433千株

(重要な後発事象に関するもの)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

平成23年5月2日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小堀 孝一 印

業務執行社員 公認会計士 谷 尋史 印

指定有限責任社員 公認会計士 田中久美子 印

業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、参天製薬株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

平成23年5月2日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀 孝一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷 尋史	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中久美子	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、参天製薬株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて実地確認を行いました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月9日

参天製薬株式会社 監査役会

監査役（常勤）	納塚善宏	印
監査役	加護野忠男	印
監査役	佐藤康夫	印
監査役	宮内英樹	印

(注) 監査役 加護野忠男、佐藤康夫、宮内英樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主メモ

- 事業年度 ● 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 ● 6月
- 基準日 ● 定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
- 単元株式数 ● 100株
- 公告方法 ● 電子公告
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
公告掲載URL : <http://www.santen.co.jp/jp/pn>
- 証券コード ● 4536
- 上場証券取引所 ● 東京証券取引所、大阪証券取引所
- 株主名簿管理人および
特別口座の管理機関 ● 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同連絡先 ● 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
TEL 0120-094-777

[株式に関するお手續等について]

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、買取・買増請求その他各種お手續につきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手續につきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行の本支店でもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行の本支店でお支払いいたします。

お問い合わせ先

参天製薬株式会社 コーポレート・コミュニケーショングループ

〒533-8651 大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号

TEL 06-6321-7007 FAX 06-6321-8400

Eメール ir@santen.co.jp URL <http://www.santen.co.jp>



<http://www.santen.co.jp>



100%再生紙と植物油インキを使用しています。
※この冊子は、高齢の方にも見やすい文字(UDフォント)を使用しています。